

## テーマ 3 地域防災力の強化

住民や自主防災組織等による自助・共助による防災活動の促進、災害救助用物資の備蓄・供給体制の強化、県民の防災意識の向上を図ることにより地域の防災力を強化し、災害発生時の人的被害を最小化します。

### 【基本目標 1】 自助・共助による防災活動の促進

自主防災アドバイザーの派遣や地域の防災訓練の実施により自主防災組織の充実・強化を図るとともに、家庭での備蓄や防火対策の実施、共助組織の立ち上げ等、住民等による防災対策を促進します。

また、災害ボランティアコーディネーターを養成するなど、ボランティア活動への支援を行います。

### 【基本目標 2】 物資の備蓄・供給体制の強化

県・市町村の災害救助用物資の共同備蓄を計画的に整備・更新するとともに、避難者に対し速やかに物資を提供するため、学校や地区センターなど避難所となる施設への分散備蓄を促進します。

また、民間物流事業者との協定や具体的な業務マニュアルの策定等により、災害時の物資の円滑な調達・輸送を確保します。

### 【基本目標 3】 県民の防災意識の向上

住民や自主防災組織、ボランティア、防災関係機関等多様な主体が参画する防災訓練を実施するとともに、防災学習館や地震体験車を活用した防災知識の普及啓発を図ります。

学校においては、地域や防災関係機関と連携し、児童等の発達段階に応じた実践的な防災教育を実施します。



基本目標	1. 自助・共助による防災活動の促進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 自主防災組織等の充実・強化等	第2編	第1章	第2節
取組・事業	① 自主防災アドバイザー派遣事業の実施等		自主防災組織等の育成計画	
実施主体	県・市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課	
<p><b>【目的】</b></p> <p>○自治会等へ防災士を派遣し、防災講座を実施すること等により、自主防災組織の結成を促進し、住民の防災意識の高揚と多様な主体による自発的な防災活動の促進を図る。</p> <p>○自主防災組織のリーダー等を対象とした研修会を開催すること等により、自主防災組織の強化と活動の活発化を図り、災害発生時の防災力の向上を図る。</p>				
<p><b>【内容】</b></p> <p><b>【県】</b></p> <p>○自主防災アドバイザー派遣事業の実施          地域住民からの要請に応じて、「秋田県自主防災アドバイザー」（防災士会の協力を得て防災士20名を委嘱）を派遣し、防災講座、DIG、HUG（※）等を実施する。</p> <p>＜実施（予定）時期＞          平成23年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞          47回実施</p> <p>○自主防災組織指導者育成研修会の開催等          自主防災組織のリーダーを対象とした研修会を、市町村と連携して開催するとともに、優良組織の知事表彰を実施する。</p> <p>＜実施（予定）時期＞          平成25年度～平成32年度</p> <p>＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞          9回開催（鹿角市、能代市、秋田市、男鹿市、由利本荘市、大仙市、美郷町、湯沢市、羽後町）</p> <p><b>【市町村】</b></p> <p>○住民を対象とした説明会等の開催          地域の消防団等と連携した住民説明会の開催や職員による出前講座等を実施し、自主防災組織の結成を働きかける。</p> <p>○自主防災組織への助成          自主防災組織の結成及び活動を支援するため、必要に応じ、事務経費、防災活動や防災資機材の整備に係る経費の一部を助成する。</p> <p>※「DIG」…ワークショップ形式で行う災害図上訓練。災害（Disaster）、想像力（Imagination）、ゲーム（Game）の略。</p> <p>※「HUG」…避難所運営ゲーム。参加者は、避難者の年齢、性別、国籍、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所に見立てた平面図に配置していく。避難所で起きる出来事を疑似体験することができる。</p>				

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
自主防災アドバイザー派遣事業実施回数	37	47	48	48	48	48	48
自主防災組織指導者育成研修会開催回数	12	9	9	9	9	9	9
自主防災組織の組織率 (県内市町村加重平均値)	77.3%	70.5%	74.6%	77.0%	79.3%	81.6%	83.9%

**【防災・減災の効果】**

自主防災組織の組織率の向上と活動の活発化を図ることにより、

○平時の防災訓練の実施を通じ、緊急避難場所や避難経路が住民に周知され、災害時の避難行動が迅速に行われることから、津波等からの早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

○自主防災組織を主体とした避難所運営が円滑に行われることから、高齢者や女性を含む避難者の生活環境が整備され避難所生活の負担が軽減される。

<b>基本目標</b>	<b>1. 自助・共助による防災活動の促進</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(1) 自主防災組織等の充実・強化等</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第2節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>②地域の防災・避難訓練の実施</b>	<b>自主防災組織等の育成計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>市町村・住民</b>	<b>県の担当部局</b>		<b>総務部総合防災課</b>

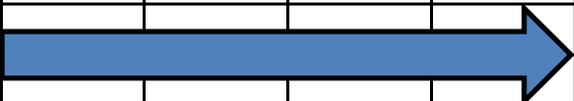
**【目的】**

自主防災組織等が参画する防災訓練を通じ、地域住民の相互扶助及び防災意識の向上と、災害発生時における災害時避難行動要支援者の迅速で安全な避難誘導等を確保する。

**【内容】**

○市町村は、地域防災計画に定めるところにより、自主防災組織、水防管理団体、ボランティア団体、地域住民と連携した訓練を重点的に実施する。

○自主防災組織等は、平時から市町村、消防本部が主催する防災訓練に積極的に参加するとともに、各地域において、避難誘導、初期消火、応急救護、災害時避難行動要支援者の安全確保、避難所の開設・運営などの訓練を実施する。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
地域の防災訓練に参加している県民の割合	—	12.7%					50.0%

※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。

**【防災・減災の効果】**

地域の防災訓練に参加することにより、緊急避難場所や避難経路が住民に周知され、災害時の避難行動が迅速に行われることから、津波等からの早期避難者の割合が高まり、人的被害が減少する。

<b>基本目標</b>	<b>1. 自助・共助による防災活動の推進</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(2) 住民等による防災対策の促進</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第2節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>① 住民・自主防災組織による備蓄の促進</b>		<b>自主防災組織等の育成計画</b>	
<b>実施主体</b>	<b>市町村・住民</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目的】**

住民・自主防災組織が防災用資機材及び食料等の備蓄・管理を行うことにより、災害発生時の早期対応による人命救助や災害時における自身や家族の身体生命の安全確保に努める。

**【内容】**

- 地域住民や自主防災組織に対して、広報誌やWebサイトの活用や出前講座の実施により、3日分の飲料水や食料等を備蓄するよう働きかける。
- また、自主防災組織に対しては、ヘルメット、スピーカー、担架等の防災資機材の整備に対する助成制度を設けるなど、災害に備えた取組を支援する。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
家庭での防災対策を講じている県民の割合	46.2%	45.5%					70.0%

※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。

**【防災・減災の効果】**

- 住民・自主防災組織による防災用資機材の整備、備蓄、管理は災害発生時の初期段階に住民の救助救出、被害拡大防止等防災・減災に大きな効果が期待出来る。
- 住民の食料等の備蓄については、住民自らの生命・身体の安全確保につながる。

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住民等による防災対策の促進	第3編	第2章	第4節
取組・事業	②家庭での防災対策の実施（家具固定等）	建築物災害予防計画		
実施主体	市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課	

**【目的】**

地域住民に対し、家庭での防災対策を実施による災害への備えの充実を働きかけ、災害発生時に自らの身体を自ら守る行動を促す。

**【内容】**

○消防機関や自主防災組織と連携し、地域住民に対して、家具の固定や非常持ち出し品の用意、災害発生時の家族の連絡方法の確認、災害危険箇所の把握など家庭での防災対策の実施を働きかける。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
災害に備え家具の固定を行っている県民の割合	－	21.9%					50.0%

※定量目標は、「県民意識調査」の結果による。

**【防災・減災の効果】**

家庭での防災対策を実施することにより、災害発生時の身体の安全の確保や円滑な避難行動が行われ、人的被害が減少する。

基本目標	1. 自助・共助による防災活動の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住民等による防災対策の促進	第2編	第1章	第11節
取組・事業	③住宅の防火対策（火災警報器）の促進	火災予防計画		
実施主体	市町村・住民	県の担当部局	総務部総合防災課	

**【目的】**

火災による死者等を減少させるため、消防法により義務づけられている住宅用火災警報器の設置を促進する。

**【内容】**

- 全戸配布広報誌やホームページにより設置促進の広報するほか、住宅用火災警報器設置の奏功事例の周知を、春・秋の火災予防運動で重点的に実施するなど、消防本部と連携して設置促進を図る。
- また、作動確認による点検等適切な維持管理を併せて周知する。

**<実施（予定）時期>**

平成23年度～平成32年度

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
住宅用火災警報器の設置率	79.6%	78.9%	80.9%	82.6%	84.2%	85.7%	87.4%

**【防災・減災の効果】**

住宅用火災警報器を設置することで、火災の早期発見につながり、逃げ遅れなどによる火災の死者等が減少するなど人的被害が軽減される。

<b>基本目標</b>	<b>1. 自助・共助による防災活動の推進</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>	
<b>施策</b>	<b>(2) 住民等による防災対策の促進</b>	<b>第6編</b>	<b>第4節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>④地震保険の制度の普及促進</b>	<b>被災者の生活支援計画</b>	
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村・住民</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>
<p><b>【目的】</b>  地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度で、被災者の生活再建に有効な手段の一つである地震保険の制度の普及促進に努める。</p>			
<p><b>【内容】</b>  ○次の研修会の場等を活用し、地震保険等の災害に対する経済的備えの重要性と内容等を周知することにより制度の普及を促進する。  ・地域の自主防災組織や住民を対象とした研修会  ・関係事業者団体等と連携し開催する県民を対象とした講演会  ・県防災ポータルサイトへの制度内容等の掲載</p> <p>&lt;実績&gt;  (平成27年度)  ・県防災ポータルサイトへの地震保険制度内容等の掲載</p>			
<p><b>【定性的目標】</b>  これまで、会議や研修会、市民講座の場を活用し、地震保険等の制度の周知を図ってきたところであり、今後も、関係事業者団体との連携のもと、制度の普及促進の取組を継続して実施する。</p>			
<p><b>【防災・減災の効果】</b>  地震保険の制度の普及促進等により災害への備えを充実させることで、災害により被害を受けた県民の速やかな再起と生活の安定に資する。  また、制度内容（耐震化による保険料の割引等）が周知されることにより、耐震改修の促進が期待される。</p>			

基本目標	1. 自助・共助による防災対策の促進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住民等による防災対策の促進	第2編	第1章	第2節
取組・事業	⑤ 除排雪団体の立ち上げ支援	自主防災組織等の育成計画		
実施主体	県	県の担当部局	生活環境部県民生活課	

**【目的】**

少子高齢化、人口減少の影響により、除排雪等の支援が必要な高齢者世帯等が増加しているとともに、地域の雪処理の担い手が不足しているため、共助による除排雪等の支援を実施する地域住民を主体とした団体等の立ち上げを支援し、地域の克雪力の向上を図る。

**【内容】**

○除排雪団体の立ち上げ支援

高齢者世帯等に対して除排雪等の支援を行う地域住民を主体とした団体の立ち上げや、既存団体の体制強化を支援する。

＜実施（予定）時期＞

平成25年度～平成32年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

県内3地区を所管するNPO中間支援組織へ委託し、除排雪団体の立ち上げを支援した。

除排雪団体の立ち上げに係る経費に対して補助金を交付した。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
除排雪団体数	12	24	28	36	44	50	55

※定量目標は「あきた未来総合戦略」に掲げる目標値である。

**【防災・減災の効果】**

地域が主体となった除排雪等の支え合い体制の構築を支援・促進し、新たな担い手の確保や地域の除排雪体制の強化・拡充を図ることにより、冬期も安全・安心な暮らしを確保することができる。

<b>基本目標</b>	1. 自助・共助による防災活動の促進		地域防災計画の位置づけ		
<b>施策</b>	(3) 災害ボランティア等の活動促進		第2編	第1章	第25節
<b>取組・事業</b>	①災害ボランティアの活動支援		災害ボランティア活動支援計画		
<b>実施主体</b>	市町村	県の担当部局	健康福祉部福祉政策課		

**【目的】**

大規模災害発生時等に「災害ボランティアセンター」が迅速に設置され、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置運営マニュアルを策定する。

**【内容】**

○災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定

必要時に「災害ボランティアセンター」を迅速に設置し、ボランティア活動が円滑に行われるよう市町村社会福祉協議会等と連携して、設置・運営に必要な手順等を定めた「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

18市町村

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル策定済み市町村数	—	18	21	22	22	22	25

**【防災・減災の効果】**

災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルを策定することにより、

○設置・運営に必要な体制整備、業務内容・手順等の確認ができることから、災害ボランティアセンターを円滑に運営することができる。

○災害時におけるボランティア活動の実施体制が強化され、被災者の生活支援等が効果的に行われる。

<b>基本目標</b>	<b>1. 自助・共助による防災活動の促進</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(3) 災害ボランティア等の活動促進</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第25節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>②災害ボランティアコーディネーターの養成</b>		<b>災害ボランティア活動支援計画</b>	
<b>実施主体</b>	<b>県</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>健康福祉部地域・家庭福祉課</b>	

**【目的】**

大規模な災害が発生した際、被災者の生活支援等が効果的に行われるよう災害ボランティアの活動拠点として被災地に設置される「災害ボランティアセンター」を円滑に運営するため、ボランティアの活動をコーディネートする人材の養成を図る。

**【内容】**

○災害ボランティアコーディネーター養成研修の実施

「災害ボランティアセンター」において、ボランティアの活動をコーディネートする災害ボランティアコーディネーターを育成するため、県社会福祉協議会と連携し、各市町村社会福祉協議会職員などを対象とした養成研修を実施する。

また、最新の知識や技術の習得のため、認定済みのコーディネーターを対象としたフォローアップ研修も定期的実施する。

＜実施（予定）時期＞

平成23年度～平成32年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

養成研修を1回（4日間）実施し、7市5町3村で合計27人の災害ボランティアコーディネーターを認定。

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
災害ボランティアコーディネーターを10名以上養成した市町村数	10	10	14	19	21	24	25

**【防災・減災の効果】**

災害ボランティアコーディネーターを養成することにより、

○大規模災害等の発生後、県内外から集まる多くのボランティアを混乱なく災害ボランティアセンターに受け入れることができる。また、派遣依頼先等にボランティアを適切に配置し、迅速に支援活動につかせるための調整を円滑に行うことができる。

○災害時におけるボランティア活動の実施体制が強化され、被災者の生活支援等が効果的に行われる。

基本目標	2. 物資の整備・供給体制の強化	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 災害救助用物資の備蓄促進	第2編	第1章	第7節
取組・事業	① 共同備蓄物資の計画的な整備と更新の実施		備蓄計画	
実施主体	県・市町村	県の担当部局		総務部総合防災課

**【目的】**

県及び市町村は、公助による円滑な物資供給が行えるよう、災害救助用物資を計画的に備蓄するとともに、賞味期限切れとなる物資等について適宜更新を行う。

**【内容】**

**【県】**

○災害発生時に必要となる物資19品目を県と市町村の「共同備蓄品目」として指定するとともに、県分として避難者1万6千人分（3日分）を平成27年度までに整備する。

また、賞味期限のある食料、飲料水等について、計画的な更新を実施する。

＜実施（予定）時期＞

平成26年度～平成30年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

「共同備蓄品目」の全品目について整備を完了

**【市町村】**

○市町村分の「共同備蓄品目」として、避難者1万6千人分（3日分）を平成30年度までに整備する。

＜実施（予定）時期＞

平成26年度～平成30年度

＜計画実施前年度（平成27年度）実績＞

「共同備蓄品目」の全品目について整備を完了 : 1市町

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
備蓄計画達成市町村数	－	1	12	15	25		

**【防災・減災の効果】**

県、市町村が共同で災害救助用物資の計画的な備蓄・更新を行うことにより、発災直後の公助による円滑な物資供給が実施され、県民の生命の維持と生活の安定が確保される。

<b>基本目標</b>	<b>2. 物資の整備・供給体制の強化</b>		<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(1) 災害救助用物資の備蓄促進</b>		<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第7節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>②避難所等への備蓄の促進</b>		<b>備蓄計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>市町村</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>		

**【目的】**

市町村は、備蓄物資の集中備蓄による災害発生時のリスクを軽減するため、避難所等への分散備蓄を行って、迅速な物資の提供と避難者の心身と生活の安定を図る。

**【内容】**

○災害発生時に避難者に対して、速やかに備蓄物資を提供できるよう、学校や地区センターなど、避難所となる施設に共同備蓄品目の物資等を備蓄する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

1以上の避難所に共同備蓄品目のいずれかを備蓄した市町村数：13市町村

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
避難所に物資を備蓄している市町村数	－	13	20	21	22	22	23
物資を備蓄している避難所数	－	101	176	225	278	291	309

**【防災・減災の効果】**

○災害等が発生した際、避難所の避難者への迅速な物資の提供が可能となり、避難者の心身と生活の安定が図られる。

○避難所等への分散備蓄により、集中備蓄の被害が分散されるほか、災害による交通の途絶した場合においても安定した物資の供給が可能となる。

<b>基本目標</b>	<b>2. 物資の備蓄・供給体制の強化</b>		<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(2) 物資の調達・輸送の確保</b>		<b>第2編</b>	<b>第2章</b>	<b>第14節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>① 民間事業者との物資調達・輸送協定の締結</b>		<b>救援物資の調達・輸送・供給計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>		
<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時に不足する生活必需品等の確保にあたり、外部から救援物資を調達できる体制を構築する。</li> <li>○災害時の物資輸送及び保管等にあたり、物流事業者等に協力を要請できる体制を構築する。</li> </ul>					
<p><b>【内容】</b></p> <p><b>【県】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における物資の供給に関する協定の締結 12件16団体と締結済み コンビニ4件、スーパー3件、飲料メーカー3件、石油・ガソリン2件</li> <li>○災害時の物資の輸送及び保管等に関する協定の締結 「災害時における緊急・救援輸送等及び物資の保管等に関する協定」を締結済み 締結先 公益社団法人秋田県トラック協会、秋田県倉庫協会 締結日 平成25年12月6日</li> </ul> <p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村の実情に応じて、県と同様の取組を行う。</li> </ul>					
<p><b>【定性的目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時の不足物資の調達・輸送・保管・仕分け等について、協定の締結により、民間事業者等に協力要請できる体制を平時から構築しておく。</li> <li>○協定締結後は、各事業者と具体的な連絡調整方法等について協議を行うなど、災害時に協定が十分機能するよう努める。</li> </ul>					
<p><b>【防災・減災の効果】</b></p> <p>協定の締結により、災害時の混乱期にあってもスムーズな物資調達・輸送・供給業務が実施され、被災者の避難生活の負担軽減と迅速な災害応急対応が可能となる。</p>					

<b>基本目標</b>	<b>2. 物資の備蓄・供給体制の強化</b>		<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(2) 物資の調達・輸送の確保</b>		<b>第2編</b>	<b>第2章</b>	<b>第14節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>② 物資調達・輸送・供給マニュアルの策定</b>		<b>救援物資の調達・輸送・供給計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>		
<p><b>【目的】</b> 大規模災害時の物資調達・輸送・供給業務について、担当職員の具体的な作業の手引きとなるマニュアルを策定する。</p>					
<p><b>【内容】</b></p> <p><b>【県】</b> ○物資調達・輸送・供給マニュアルの策定 「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」を策定済み 策定日 平成26年3月24日 内 容 ①災害対策本部「物資班」の業務・役割体制 ②国・民間事業者等への不足物資の要請 ③一次物資集積拠点の開設運営と協力要請 ④物資の輸送要請 ⑤市町村との連絡調整 等</p> <p><b>【市町村】</b> ○市町村においても、県マニュアルの対象とならない「二次物資集積拠点の開設運営」「二次拠点から避難所等への物資輸送」等について、担当職員の具体的な手引きとなるマニュアルの策定に努める。</p>					
<p><b>【定性的目標】</b> ○災害発生時に、マニュアルを担当職員の手引きとして有効に機能させるため、マニュアル策定後も随時、内容の見直し・改善を行う。  ○県においては、県トラック協会への物資輸送の要請方法、県倉庫協会との一次物資集積拠点の共同運営方法、市町村からの不足物資の要請があった場合の具体的な物資調達方法等について、関係機関と協議のうえ、マニュアルに反映させる等の改善を行う。</p>					
<p><b>【防災・減災の効果】</b> 物資調達・輸送・供給マニュアルの策定・更新により、災害時の混乱期にあってもスムーズな物資調達・輸送・供給が実施され、被災者の避難生活の負担軽減と迅速な災害応急対応が可能となる。</p>					

<b>基本目標</b>	<b>3. 県民の防災意識の向上</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(1) 多様な主体が参画する防災訓練の実施</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第3節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>①総合防災訓練の実施</b>		<b>防災訓練計画</b>	
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村・住民</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	
<p><b>【目的】</b>          県民の防災意識の高揚と防災知識の普及啓発を行うとともに、平素から災害に対する備えを充実し、災害時において迅速かつ適切な防災活動を展開することにより、災害の未然防止と被害の軽減を図る。</p>				
<p><b>【内容】</b>          ○県、市町村、関係機関は互いに連携し、地域の実情に応じた災害想定に基づき、地域住民、自主防災組織やボランティア団体等の多様な主体が参画する防災訓練を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動態勢等危機管理体制の検証、情報収集・伝達等の訓練</li> <li>・応急対策訓練</li> <li>・住民避難訓練</li> <li>・緊急輸送路確保等の訓練</li> <li>・ライフライン等の確保・対応訓練</li> <li>・津波、土砂災害、水害等の危険が懸念される地域における訓練</li> </ul> <p>&lt;実施（予定）時期&gt;          平成25年度～平成32年度</p> <p>&lt;計画実施前年度（平成27年度）実績&gt;          仙北市で開催。地域住民等1,800人が訓練に参加。</p>				
<p><b>【定性的目標】</b>          毎年度、各市町村の実情に応じた防災訓練を実施し、災害対応力の向上を図るとともに、防災関係機関、住民等多様な主体が参画することにより、自助・共助の取組を促進し、地域防災力の強化を図る。</p>				
<p><b>【防災・減災の効果】</b>          訓練の実施により、地域住民の防災意識が向上し、円滑な避難行動等により、災害発生時の人的被害が抑制される。</p>				

<b>基本目標</b>	<b>3. 県民の防災意識の向上</b>		<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(1) 多様な主体が参画する防災訓練の実施</b>		<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第3節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>②冬期防災訓練の実施</b>		<b>防災訓練計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村・住民</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>		
<p><b>【目的】</b>          雪の重みによる住宅の倒壊や交通の途絶等により被害が拡大することが想定される冬期の災害への対応力を高める。</p>					
<p><b>【内容】</b>          ○県及び特別豪雪地帯に指定されている13市町村は共催（持ち回り）で訓練を実施する。訓練は冬期の地域特性に応じたテーマを設けて年1回、毎年度実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雪崩による孤立集落への対応</li> <li>・情報収集、伝達訓練</li> <li>・雪崩巻き込まれ者捜索・道路啓開訓練</li> <li>・自主防災組織災害対応訓練（安否確認、避難所運営等）</li> </ul> <p>&lt;実施（予定）時期&gt;          平成26年度～平成32年度</p> <p>&lt;計画実施前年度（平成27年度）実績&gt;          平成28年1月24日、由利本荘市で開催。地域住民等200人が訓練に参加。</p>					
<p><b>【定性的目標】</b>          各地域の特性に応じた訓練を毎年度実施し、冬期災害への対応力を強化するとともに、住民、自主防災組織等多様な主体が参画することにより、地域における自助・共助の取組を促進する。</p>					
<p><b>【防災・減災の効果】</b>          訓練の実施により、冬期災害への応急対策が適切に実施され、積雪期の生活の安全が確保されるとともに、災害発生時の人的被害が抑制される。</p>					

<b>基本目標</b>	<b>3. 県民の防災意識の向上</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(2) 防災学習の推進</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第1節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>① 防災学習館・地震体験車の活用</b>	<b>防災知識の普及計画</b>		
<b>実施主体</b>	<b>県</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>総務部総合防災課</b>	

**【目的】**

県民の防災知識の普及啓発や防災教育の更なる充実のため、平成26年3月にリニューアルオープンした防災学習館及び平成25年10月から運用開始した地震体験車の積極的な活用を図る。

**【内容】**

○防災学習館の利用促進

県ホームページ等で広報し、県教育委員会・市町村等と連携しながら県内の児童生徒や自主防災組織等防災関係者への利用促進を図る。

学校、企業等を訪問して防災PRを実施するほか、救命講習会等のイベントを実施して利用促進を図る。

○地震体験車の活用促進

消防学校に配備し、市町村等が実施する県内各地域の防災訓練等に貸出し、県民に広く活用を図る。

地震体験車貸出要綱及び年間貸出予定については、県ホームページ等に掲示している。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

防災学習館入館者数 11,046人

地震体験車利用者数 7,859人

定量目標	現 状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
防災学習館入館者数	15,328	11,046	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
地震体験車利用者数	10,945	7,859	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600

**【防災・減災の効果】**

地震・火事等を模擬体験することで、より実践的な防災知識の普及が図られ、災害時において適切な避難行動等の対応ができ、人的被害が軽減される。

<b>基本目標</b>	<b>3. 県民の防災意識の向上</b>	<b>地域防災計画の位置づけ</b>		
<b>施策</b>	<b>(2) 防災学習の推進</b>	<b>第2編</b>	<b>第1章</b>	<b>第1節</b>
<b>取組・事業</b>	<b>②学校における防災教育の充実</b>		<b>防災知識の普及計画</b>	
<b>実施主体</b>	<b>県・市町村</b>	<b>県の担当部局</b>	<b>教育庁保健体育課</b>	
<b>【目的】</b>				
<p>学校と地域が連携した実践的な学校安全教育の充実を図り、自分の命は自分で守ることができる幼児児童生徒を育成する。</p>				
<b>【内容】</b>				
<b>【県】</b>				
<p>○関係機関・各課が連携して今後の学校安全の在り方について検討する「学校安全推進委員会」を組織し、幼児児童生徒の安全の確保に万全を期すため、災害安全を含む学校安全三領域（生活・交通・災害）に関する安全教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害安全に関する指導者研修会の開催</li> <li>・各学校等への専門的な知識を有する外部指導者の派遣</li> <li>・学校訪問による学校安全計画、危機管理マニュアル等の確認と助言</li> <li>・各学校等で指導の際に活用する副読本や学習参考資料等の提供</li> <li>・民間団体の防災・防犯・交通安全などの取組の紹介及び連携</li> <li>・防災教育の要素を含んだ学校行事（運動会等）の紹介</li> </ul> <p>&lt;実施（予定）時期&gt; 平成28年度～平成32年度</p> <p>&lt;計画実施前年度（平成27年度）実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害安全指導者研修会の実施（対象：全校種 計186名参加）</li> <li>○防災教育外部指導者派遣事業（対象：全校種、研究団体 計66回派遣）</li> <li>○学校訪問（災害安全を含む学校安全三領域を網羅する形での実施 対象：全校種 計66校）</li> <li>○研修会や学校訪問等における防災教育関係の副読本や参考資料等の提供</li> </ul>				
<b>【市町村】</b>				
<ul style="list-style-type: none"> <li>○県教育委員会が主催する災害安全指導者研修会等への各市町村教育委員会担当職員の参加</li> <li>○専門的な知識を有する外部指導者を講師とした市町村教育委員会主催の研修会等実施</li> <li>○県教育委員会と各市町村教育委員会とが学校訪問で把握した各校の状況の共有</li> </ul>				
<b>【定性的目標】</b>				
<p>各学校等において、地域社会の実情及び幼児児童生徒の発達の段階に即し、教育活動全体を通じた系統的・計画的な防災教育が推進されるよう、災害安全指導者研修会等の開催、専門的な知識を有する外部指導者の派遣、保健体育課指導主事等による学校訪問、副読本や学習参考資料等の提供等を実施する。</p>				
<b>【防災・減災の効果】</b>				
<p>各種研修会等の開催、外部指導者の派遣、学校訪問、副読本等の提供等を実施することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の指導力と資質が向上し、各学校における防災教育・組織活動の充実及び安全管理の強化が図られる。</li> <li>○自分の命を自分で守ることができる幼児児童生徒が育成され、災害発生時の避難行動等が円滑に行われることで、人的被害が減少する。</li> </ul>				